

阪南市市民公益活動推進に関する指針

平成16年（2004年）12月

阪 南 市

はじめに

現在、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展、長引く景気の低迷など、大きく変化しています。また、情報の高度化、地球温暖化等の環境汚染など、多くの社会問題が横たわっています。

一方、市民の価値観やライフスタイルは多様化し、近年、市民の自発的な社会参加の機運の高まりとともに、多くのボランティア活動が展開され、注目を集めるようになりました。

そんな中、国においては、平成10年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されるなど、その活動が活発化するきっかけとなりました。

また、平成12年4月には、地方分権一括法が施行され、地方自治体においては、地域の特性を生かし、市民参画型社会に対応できる組織への移行を求められており、それを実現するために行政は、市民や各種団体等との信頼関係をより強固なものとし、パートナーシップを構築しながら、共にまちづくりを推し進めていかなければなりません。

本市におきましても、本年4月に市民活動支援課が発足し、各ボランティア団体等を対象にアンケートを実施するなど、本市の市民公益活動の現状や問題点を把握するとともに、市民参画によるまちづくりの推進を図り、新しい行政運営の推進に努めます。

目 次

I	市民公益活動の基本的な考え方	1
	1. 指針の目的	
	2. 市民公益活動の意義	
	3. 市民公益活動の定義	
	4. 市民公益活動の特性	
	5. 市民公益活動推進の原則	
	6. 公共サービスにおける新たな役割分担	
II	本市における市民公益活動の現状と課題	5
	1. 団体の概要	
	2. 市民公益活動の課題	
	3. 市民公益活動についての認識	
	4. まとめ	
III	市民公益活動支援施策	7
	1. 情報の収集・提供	
	2. 活動機会の提供	
	3. 人材の育成	
	4. ネットワーク拠点の整備	
	5. 推進体制の充実	
	6. その他	
	7. 阪南市市民公益活動推進体制	
	【参考資料】	9
	1. ボランティア・NPOについて	
	2. 多様なNPOと定義上の関係	

I 市民公益活動の基本的な考え方

1. 指針の目的

阪南市は、平成13年3月に阪南市総合計画を策定し、「市民参画によるまちづくりの促進」として、市民参画機会の拡大、NPO等の活動の促進や人材育成を行い、ボランティアやNPOの活動に参加しやすい環境づくりを進めることを掲げています。

総合計画を踏まえ、市民公益活動の意義・定義などの基本的な事項を確認し、行政として何をどのように支援していくかを明らかにすることにより、市民公益活動の活性化を図るとともに、行政内部の推進体制を強化していきます。

また、市民活動支援課は、市民公益活動に関する総合窓口としての機能を持ち、各担当課及び市民公益活動団体との連絡体制を構築し、市民公益活動推進の環境整備のため、ここに「阪南市市民公益活動推進に関する指針」を策定するものです。

2. 市民公益活動の意義

市民ニーズの多様化や価値観の変化等により、現在の社会システムから新しいシステムに対応していくため、市民公益活動は、多岐にわたる分野で活発に活動することが期待されています。

①地域コミュニティとしての役割

各地域では、従来から地域密着型の団体として自治会など、様々な地域の課題に取り組んできました。現在は市民ニーズや価値観の多様化により、新しいグループ（団体）が生まれてきており、それらの団体と行政とを融合させた新たな地域コミュニティが必要とされるようになってきました。市民・各種団体・行政がともに連携を密にし、多様な活動を通じて、地域の課題解決に向けて市民公益活動団体は、今後ますます期待されてきます。

②公共的サービス提供の役割

行政が提供するサービスは、公平・平等の観点から一定の制約があり、必ずしも市民ニーズに的確に対応しているとはいえない場合があります。

他方、市民公益活動団体は、こういった制約にとらわれることなく、先駆的で専門性の高いサービスを提供することが可能であり、行政との協働の中で新たな役割分担を期待されています。

③自己実現の場の提供

自発的な市民公益活動を通じて、地域社会とのつながりの中で、自己実現や生きがいを得るための活動の場としての役割を期待されています。

3. 市民公益活動の定義

本指針において、「市民公益活動」とは、「市民（団体）が、自発的に人や社会に貢献し、様々なニーズや課題解決に取り組む活動」とし、市民公益活動の要件を次のとおり定義するとともに、これらを組織的・継続的に行う法人やその他の団体を「市民公益活動団体」とします。

①自主性・自発性

市民の自主性・自発性に基づく活動であること。

②公益性・社会性

不特定多数の市民や社会の利益増進に寄与する活動であること。

③非営利性

営利を目的としない活動であること。

④公開性

市民に対して内容の開かれた活動であること。

⑤継続性

継続的に行われる活動であること。

⑥その他

宗教活動や政治活動を主たる目的としない活動であること。

※「自主性・自発性」とは、市民（団体）が自主的・自発的に活動を行うことをいいます。

※「公益」とは、活動した利益が、特定の個人や団体のためでなく、不特定多数の多くの者の利益となるものをいいます。

※「営利を目的としない」とは、活動について、余剰金が出ても会員に利益を分配しないことをいいます。

※「継続的」とは、1回限りの単発の活動は含みません。

4. 市民公益活動の特性

①個別性

公平にサービスを提供する義務を負わないため、対象を自由に選択することができ、少数のニーズにも個別に対応が可能である。

②柔軟性

制度的な裏付けをあまり必要とせず、柔軟に対応することが可能である。

③多様性

サービスの対象が少数であっても活動が可能であり、多様な活動が可能である。

④迅速性

意志決定や事務手続きにあまり時間を必要とせず、目の前の課題に迅速な対応が可能である。

⑤先駆性

行政や企業が対応できない分野にも進出し、前例にとられることなく先駆的な取り組みを行うことが可能である。

⑥専門性

特定のテーマについて活動するため、専門性を高めることが可能である。

5. 市民公益活動推進の原則

①対等の原則

市民（団体）等と行政との関係は対等である。

②自主性の尊重

市民公益団体の特性を踏まえ、自主性を尊重する。

③多様性の尊重

市民公益活動は多岐に渡っており、様々な価値観や考え方を尊重する。

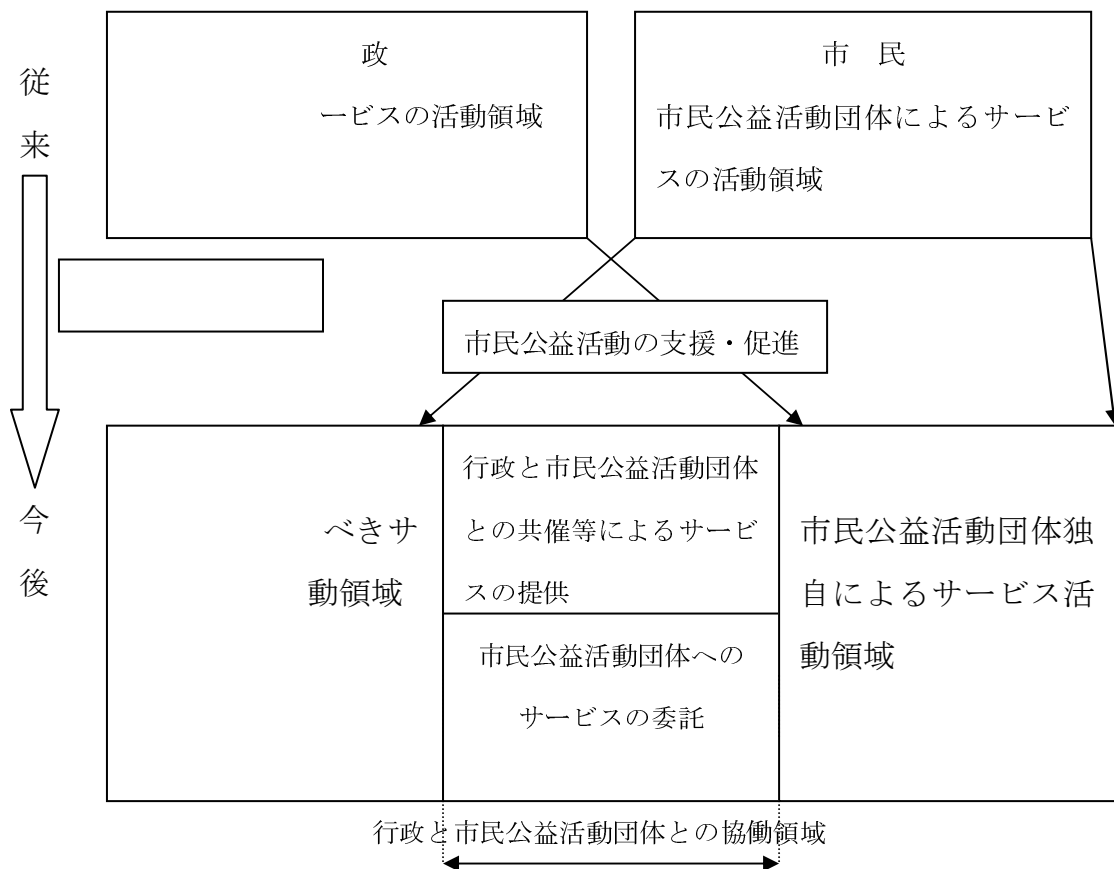
④目的の共有

協働においては、お互いの活動の目的を共有する。

⑤情報公開の原則

お互いの活動内容や経過等、公平性・透明性を確保するため、情報公開を基本とする。

6. 公共サービスにおける新たな役割分担



Ⅱ 本市における市民公益活動の現状と課題

市民公益活動は、市民の自主性・自発性に基づく活動で様々なニーズや課題解決に取り組む活動であるため、全体を把握することは困難ですが、本年6月に実施しましたアンケートにより、様々な団体の活動内容とこれからの課題が明らかになりました。アンケート発送数は67団体中49団体にご回答をいただき、回収率は73.1%です。アンケート結果要旨は、次のとおりとなっています。

1. 団体の概要

①設立時期

阪神淡路大震災が起こった1996年以降、増加傾向にあり、全体の60%を占めている。

②法人格

法人格を持たない任意団体が、全体の約90%となっている。

③活動場所

団体の半数近くが、住民センター、公民館、文化センター・図書館である。

④会員数

20名未満の団体が、約50%となっており、少人数での活動団体が多くなっている。

⑤事務局の場所

事務局の場所は、個人宅が約70%あり、公共施設内が20%となっている。

⑥予算規模

50万円未満の団体が90%あり、そのうち10万円未満の団体が70%となっている。

⑦会報発行

会報を発行している団体は 53%あり、発行ペースは各団体いろいろであるが、月 1 回と年 2 回が比較的多い。配布対象や方法は、約 60%は手渡しで、会員以外にも 65%配布している状況である。印刷方法は、半数の団体が公共機関で印刷しており、自前での印刷は 28%となっている。

2. 市民公益活動の課題

①人の問題

人の問題について、問題と感じている団体は 77%あり、活動への参加数、活動を推進するリーダー不足、後継者不足を理由に挙げているが、中でも特に後継者不足が問題であると感じている。

②情報の問題

情報の問題について、問題と感じている団体は 82%あり、活動に参加したい人の情報、活動そのものの情報、行政からの情報が不足していることを理由に挙げているが、特に行政からの情報が不足していると感じている。

ネットワークの問題について、問題と感じている団体は 76%あり、他団体との情報交換などの交流が課題となっている。

③組織運営上の問題

組織運営上の問題について、問題と感じている団体は 63%あり、活動メンバーの固定化と活動のマンネリ化が問題であるとしている。

3. 市民公益活動についての認識

①市民活動推進の方策

市民公益活動推進のための方策として、行政からの補助金による支援、ボランティア意識の高揚・セミナー等の開催、情報の収集・発信を挙げている団体が多くなっている。

②行政との関係

行政との関係については、公共施設を利用して活動をしているが一番多く、続いて行政に対し要望や陳情を行っているとなっている。

③団体の活動と行政施策との関係

団体の活動と行政施策との関係は、行政では対応できない活動を行っているが一番多く、続いて行政サービスや活動を量的・質的に補完しているとなっている。また、行政に対する意識も、行政とはお互い補完・協力関係にあるという団体が一番多い。

4. まとめ

以上がアンケート結果であるが、任意団体が圧倒的に多く、組織の基盤や財政力に不安はあるものの、活動情報・活動機会の提供・人材育成について問題点であると認識している。また、活動を発展させてくためには、行政との関係は補完・協力の関係が良いとの結果である。

Ⅲ 市民公益活動支援施策

市民公益活動支援については、活動団体の自主性・自発性等を尊重し、その活動が活発に行われるように支援の内容を具体的に掲げると次のようになりますが、今後市民（団体）と協力しながら柔軟かつ積極的に対応し、実現に向けて努めます。

1. 情報の収集・提供

市民公益活動への関心を持っていただくため、必要な情報の収集・提供を行います。

- ①市民活動に関する総合相談窓口
- ②広報誌・ホームページ等での情報発信
- ③市民公益活動情報紙の発行

2. 活動機会の提供

市民（団体）が自発的に参加するきっかけとなるような、活動機会等の提供に努めます。

- ①ボランティア体験
- ②市民公益活動団体のガイドブック作成

3. 人材の育成

市民公益活動の活性化を図るため、その活動を支えるのに必要な人材の育成に努めます。

- ①ボランティア入門研修等の実施
- ②リーダー養成研修・コーディネーター育成研修の実施

4. ネットワーク拠点の整備

既存の公共施設を中心に、市民公益活動を効果的に行っていくためのネットワーク拠点の整備に努めます。

- ①会議・交流の場の確保
- ②活動に係る環境整備の充実

5. 推進体制の充実

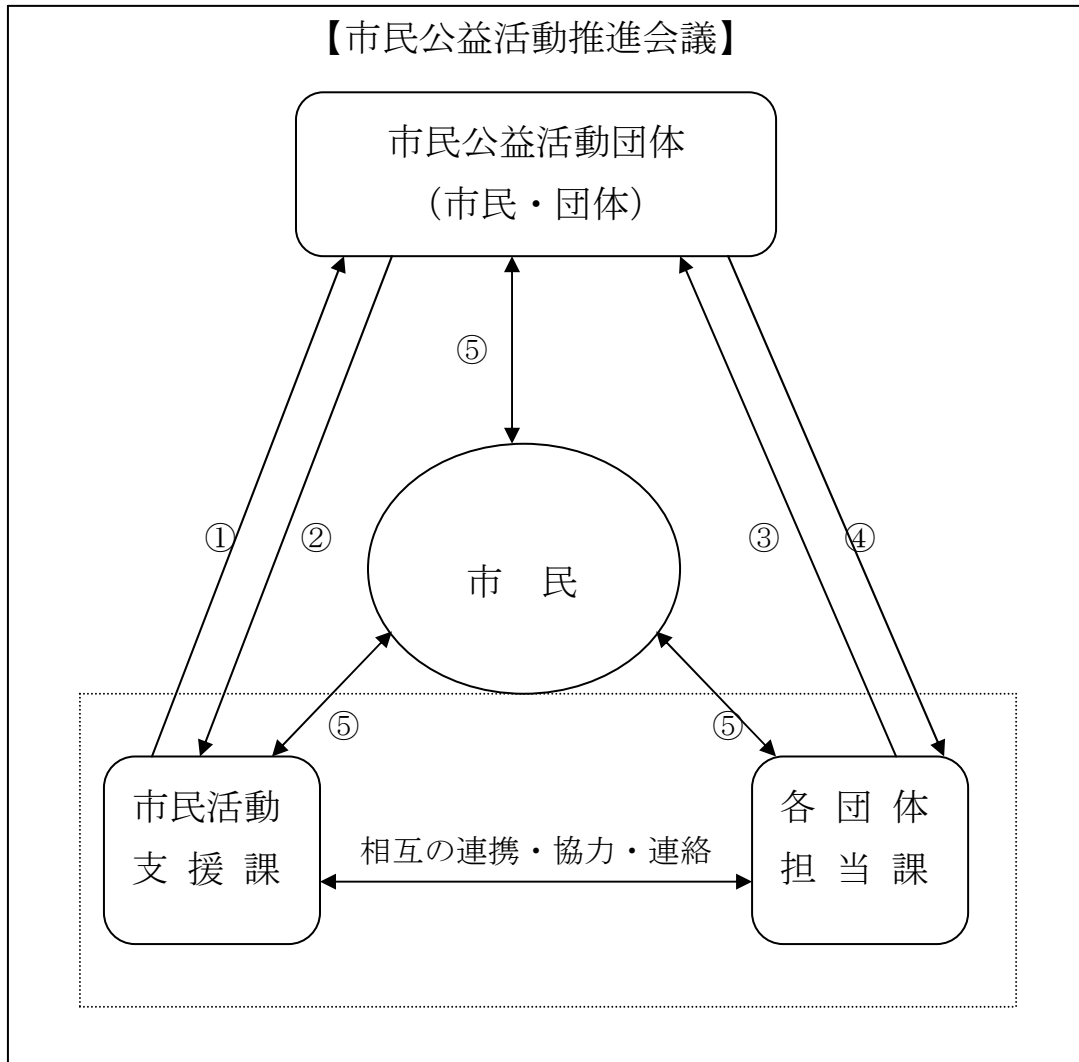
職員の市民参画についての意識向上を図るとともに、各団体を所管している担当課との連絡・調整を密にし、相互の協働関係強化を図ります。

- ①市職員の協働に関する研修の充実
- ②市職員によるボランティア団体等の会議への参加

6. その他

- ①ボランティア保険加入の促進
- ②NPO法人への申請サポート

7. 阪南市市民公益活動推進体制



- ① 情報の提供、活動環境整備、人材育成支援、NPO認可手続のサポート
- ② 活動状況の報告、活動支援の相談や要望、連絡調整
- ③ 活動環境整備、連絡調整
- ④ 活動支援の相談や要望、連絡調整
- ⑤ ボランティアへの参加、ボランティアに関する相談・要望